

## 平成24年度の取組方針

### □ (1) 組織としての推進に係る提案に対する平成24年度の取組方針

#### ①新たな事務処理を確実に遵守することを最優先とする組織方針の明確化

今後も、適正化推進本部会議、適正化委員会それぞれの会議を定期的で開催していく。また、経理適正化に関する方針の決定機関である適正化推進本部を通じて、経理適正化に向けた様々な取組みを、適正化推進本部のメンバーである局室区長のマネジメントによって全庁に周知徹底していく。

#### ②コンプライアンスの中核理念化

今後も、神戸市職員コンプライアンス共有理念を研修等の様々な機会を通じて周知徹底していく。また、共有理念の周知が「押しつけ」とならないように、職員一人ひとりが共有理念を大切であると認識し、実践の言動に結びつけられるように、共有理念を通じたコンプライアンス意識の喚起、向上を図る取組みも実施していく。さらに、共有理念が職場や職員に浸透したことの効果を検証するために（仮称）職員意識調査等を実施していく予定である。

#### ③監査、監察機能を有する機関等の連携強化（監査、行財政局監察室、会計室の三者による意見交換の場）

再発防止策を強力に実行し、財務に関する監査等を実施する監査委員による重層的なチェック機能をより有効に活用できるよう、引き続き、「監査、監察業務等に係る情報連絡会」を開催し、監査委員の関与も含め相互の密接な情報共有を図り、監査、監察機能を有する機関のより一層の連携強化に取り組んでいく。

#### ③監査、監察機能を有する機関等の連携強化（監査委員への内部監察結果の報告などの情報共有の仕組みづくり）

行財政局監察室が監査委員に情報提供する行政調査の種類やその内容など、行政調査規則第13条（監査委員への情報提供）に基づき重層的なチェック機能が発揮できる運用方法を取り決め、監査委員に対して適宜、情報提供していく。

## □ (2) 職員の意識改革に係る提案に対する平成24年度の実行方針

### ① 職員の意識改革に必要な研修の実施

今後も、不適正な経理処理の要因となった「(業務に必要であれば) 多少のルール違反は許されるという悪しき組織風土の存在、職員の公金に対する間違った意識、新たな事務処理の位置づけへの認識のなさを意識を改革すること」(報告書31頁)に重点を置いた研修を継続して実施していく。また、受講者全員に研修内容を実践に生かしていく心構え、感想を含むアンケートを実施し、研修受講だけで終わるのではなく研修の効果を持続的に高めるため、研修内容や方法を改善していく。

### ② 新たな事務処理等に関する研修の継続的な実施及び研修効果を高める工夫

今後も、具体的事例を用いるなど研修内容を必要に応じて見直しながら継続して実施していく。

### ③ 職員の責務の明確化、厳格化

改正懲戒指針の周知徹底と、不祥事根絶のため、さらなるコンプライアンス意識の向上を図っていく。また、賠償責任を負う職員の指定に係る規則を速やかに策定し、規則の趣旨及びその内容を正確に関係職員に周知するとともに、公金を扱う責任の重さの自覚、公金意識の徹底を図っていく。

□ (3) 効果的な再発防止策の策定～新たな事務処理を支える仕組みづくり～に係る提案 i 事務処理の理解に係る提案に対する平成24年度の取組方針

①職員に対する事務処理の明確化（手続の可視化）

事務処理における職員の役割分担やフローチャートなどを明記した「財務会計事務の手引き」（平成23年度改定）を研修や相談等で活用し周知する。また、事務処理の見直し等があれば、適宜内容の改定を行い周知に努めていく。

②事業者への周知啓発

平成24年4月に入札参加資格業者（約4,000社）に対してダイレクトメールを送付し事務処理について周知を行った。今後も、必要に応じて事業者等から意見を聴取するとともに事務処理の見直し等があれば、適宜、市ホームページ等で情報提供を行っていく。

## □（３）効果的な再発防止策の策定～新たな事務処理を支える仕組みづくり～に係る提案 ii 具体的な事務処理に係る提案」に係る平成24年度の取組方針

### ①見積合わせのルール化

随意契約（物品等購入）における見積書徴取に関する基準第3条2項の発注管理簿について所属長は少なくとも四半期ごとにチェックを行うように通知しているが、発注管理簿によるチェックのルール化を図り、庁内イントラや研修などを通じて周知に努めていく。

### ①見積合わせのルール化、②請書受領に関するルール化及びその徹底、③納品検査方法の改善

平成24年4月1日から新たな基準等を運用しているところであり、一定の期間を置いて運用状況について把握したいと考えている。その上で必要な改善点等があれば対応していきたい。なお、運用にあたっては、職員から質問のあった内容を中心にQ&Aを庁内イントラに掲載するなど、各所属において事務処理に遺漏のないよう引き続き庁内への周知を図っていく。

### ④備品台帳等の記載内容や備品以外の物品に関する管理ルールの明確化

新財務会計システムによる備品管理の運用前に、物品管理基準の一部見直しを行うとともに、各所管課での備品の実地棚卸などを実施する予定である。平成24年10月を目途に新財務会計システムによる備品管理を目指す。

### ⑤物品等以外の調達事務への新たな事務処理の適用

物品の新たなルールを平成24年4月から運用しており、物品以外への運用についてはその状況を踏まえ、内容を検討する必要があると考えている。従って、

- （１）物品の新たなルールの状況把握
- （２）各局の実態把握
- （３）適用範囲の検討
- （４）具体案の検討
- （５）新たなルールの庁内周知

というスケジュールで取り組み、平成25年4月1日からの実施を目指す。

## ⑥事務処理の例外的処理

見積合わせや請書の関係について例外的処理を中心とした基準を策定したところであるが、これを厳格に運用していく。また、これ以外にも様々な例外的処理を必要とするケースが存在するため、実務処理に携わる職員から寄せられる質問等に対し、考え方や事務処理方法等を記載したQ&Aを作成し、早期に庁内イントラに掲載することで事務処理のルールとしていく。これらの取組みにより、例外的処理が無秩序に拡散することのないように徹底していく。

□（３）効果的な再発防止策の策定～新たな事務処理を支える仕組みづくり～  
に係る提案 iii 予算執行に係る提案 に係る平成２４年度の実組方針

①予算編成システムの運用改善

予算編成から予算執行までに期間を要するため、所要経費が適切に計上されるよう引き続き精緻な見積もりがなされるよう周知を図っていく。

②予算流用手続の簡素化

流用承認決議の合議廃止初年度である平成23年度決算における所管局での流用状況について、手続きが適正執行されているかの検証を行っていく。

③予算節減のインセンティブを高める取組の推進

引き続き、制度の有効活用がなされるよう決算見込作業を通じて各局室への周知を図っていく。

④予算の計画的執行の仕組みづくり

より有効に予算執行状況資料を活用できるよう、他都市での取組み状況も参考にしながら統一的な執行状況検証スキームの構築を目指す。

□ (3) 効果的な再発防止策の策定～新たな事務処理を支える仕組みづくり～  
に係る提案 iv モニタリングに係る提案に対する平成24年度の取組方針

①モニタリング可能な帳票類への改善

新財務会計システムを改善し、平成24年4月1日から見積もり・発注から支出負担行為書・支出命令書・発注管理簿を関連づけて事務処理状況を管理することができるようになった。今後、システムの適切な運用を徹底していくとともに、発注管理簿によるチェックのルール化を図り、庁内イントラや研修などを通じて周知に努めていく。

②所管課による専決調達に対する牽制機能の強化

より有効に予算執行状況資料を活用できるよう、他都市での取り組み状況も参考にしながら統一的な執行状況検証スキームの構築を目指す。

③抽出調査の実施、④会計室と行財政局監察室との連携、⑤事業者の協力義務の明確化

契約に係る事務調査指針に基づき抜き打ちによる定期的な抽出調査を実施していく。また、並行して調査実施に対する事業者の協力に関するルール作り、調査結果の公表方法、調査結果を踏まえた事務処理のモニタリング方法を検討していく。

□ (3) 効果的な再発防止策の策定～新たな事務処理を支える仕組みづくり  
～に係る提案 v 組織に係る提案に対する平成24年度 of 取組方針

① 一括調達システムの導入

一括発注システムの導入に関しては、共通物品一括調達制度として平成24年10月頃に運用を開始し、以後順次品目の拡大や運用ルールの改善を図る。また、「インターネットによる一括購買システムの導入」に関しては、平成23年度の試験運用の状況を評価・検証し、導入の可否を含め引き続き検討する。

② 物品等の専決調達も含む契約事務総括部署の設置

今後、新設した効果やその実績を検証していく。

③ 新たな事務処理についての相談体制の確立

職員から質問のあった内容を中心にQ&Aを庁内イントラに掲載するとともに、「財務会計事務の手引き」やマニュアル、研修内容、事例集等、掲載情報も見直しながら、継続して職員への相談体制を充実させていく。



#### □ (4) 市民への説明責任に係る提案に対する平成24年度の取組方針

本年3月上旬から5月下旬にかけて、提言項目の進捗状況を調査評価いただき、6月上旬を目処に委員の評価結果を含め進捗状況を公表する。その後も専門委員による継続的な評価を踏まえて、半年程度を目処に定期的に公表していく。

また、提言を踏まえ積極的に市民への説明責任を果たすべく、再発防止策の実施状況を含む経理適正化の取組みを適宜公表していく。